

帝京平成大学大学院学則

第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 帝京平成大学大学院（以下「本学大学院」という。）は建学の精神に則り、情報科学、健康科学、臨床心理学、薬学及び看護学に関する学理及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、広く国際的視野に立って社会の発展に貢献できる有為な人材を養成し、以って文化・医療の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検、評価に関しての事項・体制については、別に定める。

(課程)

第3条 本学大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 通信制の修士課程（以下「修士課程（通信制）」という。）は、通信による教育をもって、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。なお、修士課程（通信制）に関する規則は帝京平成大学大学院通信制規則に定める。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した実践能力を培うことを目的とする。

第2章 研究科の組織

(研究科)

第4条 本学大学院に、次の研究科を置く。

情報科学研究科

健康科学研究科

臨床心理学研究科

薬学研究科

看護学研究科

(専攻及び課程)

第5条 各研究科の専攻及び課程は以下のとおりとする。

研究科	専攻	課程
情報科学研究科	情報科学専攻	修士課程
		博士課程
健康科学研究科	理学療法学専攻	修士課程
	作業療法学専攻	修士課程
	言語聴覚学専攻	修士課程
	健康栄養学専攻	修士課程
	病院前救急医療学専攻	修士課程
	柔道整復学専攻	修士課程
	鍼灸学専攻	修士課程
	臨床心理学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	専門職学位課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程

看護学研究科	看護学専攻	修士課程
		博士課程

(研究科及び専攻の目的)

第6条 本学大学院の各研究科、各専攻の目的は次のとおりとする。

- (1) 情報科学研究科は、本学の建学の精神に則り、社会の要請に応える高度の情報学の専門性と実践力をもち、学際的な多様な分野で幅広い統合的な学識を合わせもつ指導者・研究者の養成を目的とする。
- (2) 健康科学研究科は、本学の建学の精神に則り、健康科学及び臨床心理学の分野における高度専門職業人、各専門分野の教育者・指導者、研究者の養成を目的とする。

ア 理学療法学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、豊かな人間性と倫理観をベースとして、リハビリテーション医療、理学療法を確立する意欲と独創性を備えた研究者、理学療法分野における研究能力や医療技術を修得した高度医療専門職、研究推進能力と教育実践能力をもった医療系教員を養成する。

イ 作業療法学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、病気や障がいのある人々の自立(律)的な生活支援をテーマとし、既存の学問領域にとらわれることなく、その教育・研究を通じて人々の「健康の維持増進」や「予防」に寄与、貢献できる高度専門職業人、教育者、研究者を養成する。

ウ 言語聴覚学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、高い倫理観と責任感、及び社会に貢献できる広い視野を有し、言語聴覚障がいに関する専門的知識と研究能力、臨床実践能力を身につけ、言語聴覚学領域において指導的役割を担うことができる臨床家、教育者、研究者を養成する。

エ 健康栄養学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、食・栄養・健康に関する高度で専門的な知識と能力を修得し、それらを応用し、栄養学、食品学、予防医学、臨床医学などの分野において、高い倫理観と社会貢献の志を持って活躍できる高度専門職業人、教育者、研究者を養成する。

オ 病院前救急医療学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、高度な病院前救急医療分野における専門知識と、研究能力、実践能力を身につけた救急救命士のリーダーとして活躍できる高度専門職業人、教育者、研究者を養成する。

カ 柔道整復学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、伝統的施術法を西洋医学的な知識や方法論を取り入れて科学的に検証し、得られた知見を臨床現場にフィードバックできる高度専門職業人、かつ優れた教育者、研究者としての資質を持った人材を養成する。

キ 鍼灸学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、広い視野に立って精深な学識を身につけ、鍼灸学分野における研究能力を備えた研究者、高度の専門性が求められる鍼灸臨床を担う専門職業人、教育者を養成する。

ク 臨床心理学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、高い倫理観と旺盛な探求心を持ち、臨床心理学の実践方法の開発・発展に寄与する研究課題について、科学的で実証的な方法論を身につけ、創造的に問題解明に取り組むことができる研究能力を備えた高度専門職業人、教育者、研究者を養成する。

ケ 健康科学専攻の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び健康科学研究科の目的に則り、健康に関わる諸問題に対し複眼的な視点から研究を行うことができる高度専門職業人、各専門分野の研究者、研究能力を有する教育者・指導者を養成する。

- (3) 臨床心理学研究科は、本学の建学の精神に則り、専門職学位課程として、実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する。
- (4) 薬学研究科は、本学の建学の精神に則り、医療人としての使命感、および社会への広い視野を備え、医薬品の開発、使用、評価に関係する薬学専門分野の基礎・応用研究の実践によって、人と社会に貢献する pharmacist-scientist を養成する。
- (5) 看護学研究科は、本学の建学の精神に則り、高度専門職業人として、複雑化・高度化する医療保健福祉分野における課題を広く理解し、専門性の高い看護実践能力と看護教育・研究能力を有する人材を養成する。

(各専攻の収容定員等)

第7条 研究科に置く専攻の入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
情報科学研究科	情報科学専攻	修士課程	25 人	50 人
		博士課程	5 人	15 人
		修士課程（通信制）	50 人	100 人
健康科学研究科	理学療法学専攻	修士課程	3 人	6 人
	作業療法学専攻	修士課程	3 人	6 人
	言語聴覚学専攻	修士課程	3 人	6 人
	健康栄養学専攻	修士課程	3 人	6 人
	病院前救急医療学専攻	修士課程	3 人	6 人
	柔道整復学専攻	修士課程	3 人	6 人
	鍼灸学専攻	修士課程	3 人	6 人
	臨床心理学専攻	博士課程	2 人	6 人
	健康科学専攻	博士課程	5 人	15 人
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	専門職学位課程	15 人	30 人
薬学研究科	薬学専攻	博士課程	5 人	20 人
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	3 人	6 人
		博士課程	3 人	9 人

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、薬学を履修する博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。

(在学期間)

第9条 本学大学院における在学期間は、休学期間を除き、修士課程及び修士課程（通信制）は4年、博士課程は6年、ただし薬学研究科は8年、専門職学位課程は4年を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、帝京平成大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第4章 入学、進学、転入学、再入学、休学、退学、転学、除籍、留学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、研究科において教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(修士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第12条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第102条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(博士課程への入学資格)

第13条 博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学の出願)

第14条 本学大学院に入学する資格がある者で、入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 本学大学院に入学を志願する者については、選考の上、入学を許可する。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、入学手続を完了しなければならない。

(転入学及び再入学)

第17条 他の大学院から転入学を志願する者があるときは、専攻の当該課程に欠員がある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

2 本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、再入学を許可することがある。

3 第1項及び第2項の規程により転入学又は再入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、帝京平成大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）において定める。

(退学、転学、除籍及び休学)

第18条 退学、転学、除籍及び休学については、大学学則の規定を準用する。

(留学)

第19条 外国の大学の大学院に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入する。

3 第23条及び第25条の規定は、留学の場合に準用する。

第5章 教育方針等

(教育方法)

第20条 本学大学院研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第21条 研究科における各課程の授業科目及び単位数は、別表第1に定めるところによる。

(履修方法等)

第22条 研究科における教育研究指導の方法及び授業科目の履修等については、帝京平成大学大学院研究科規則(以下「研究科規則」という)に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第23条 大学院学生が他の大学院において、専攻に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、研究科委員会で協議し教育上有益と認める場合に限り、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、大学院学生が修得した授業科目及び単位数については、15単位を超えない範囲内で、これに相当する授業科目及び単位数を本学大学院において修得したものとみなすことができる。ただし、修得したものとみなすことのできる単位数は、第25条第1項と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院における研究指導)

第24条 大学院学生が他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、専攻に関する研究指導を受けようとするときは、教育上有益と認める場合に限り、当該の他大学院等と本学との協議に基づき、研究指導を受けることを許可することができる。ただし、修士課程の大学院学生について許可する場合には、当該の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、15単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。ただし、修得したものとみなすことのできる単位数は第23条第2項と合わせて20単位を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、大学院学生が本学専門職学位課程に入学する前に大学院(科目等履修生として修得した単位を含む。)において履修した単位及び入学後に他の大学院において履修した単位は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する第一種、第二種指定大学院および専門職大学院で修得された単位に限定し、総計20単位を超えない範囲で修了要件に算入できるものとする。

第6章 単位修得及び課程修了の要件並びに認定

(単位の認定及び授与)

第26条 単位修得の認定は、試験又は研究報告書による。

2 試験又は研究報告書の成績により合格と認定された者には、所定の単位を与える。

3 前項の成績の評価については、次のように定める。

- | | | |
|-----|--------------|-----|
| (1) | A (100点～80点) | 合格 |
| (2) | B (79～70点) | 合格 |
| (3) | C (69～60点) | 合格 |
| (4) | F (59点以下) | 不合格 |

(課程修了の要件)

第27条 修士課程の修了の要件は、第8条に規定する標準修業年限以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について当該帝京平成大学大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)が認めた場合に限り、本学大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了の要件は、大学院の博士課程に3年(ただし薬学研究科は4年とする。)以上在学し、16単位(ただし薬学研究科は30単位とする。)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院博士課程に2年以上在学すれば足りるものとする(薬学研究科を除く。)

3 専門職学位課程の修了の要件は、第8条に規定する標準修業年限以上在学し、50単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたこととする。

4 第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条の7の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程に編入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上(ただし薬学研究科は4年以上)在学し、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に2年以上在学すれば足りるものとする(薬学研究科を除く。)

5 学位論文の審査及び試験については、帝京平成大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(課程修了の認定)

第28条 修士課程、博士課程及び専門職学位課程の修了の認定は、大学院委員会の議を経て学

長が行う。

第7章 学位

(学位の授与)

第29条 修士課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

情報科学研究科	修士（情報学）
健康科学研究科	修士（健康科学）
看護学研究科	修士（看護学）

2 博士課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

情報科学研究科	博士（情報学）
健康科学研究科	博士（健康科学）
薬学研究科	博士（薬学）
看護学研究科	博士（看護学）

3 専門職学位課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

臨床心理学研究科	臨床心理修士（専門職）
----------	-------------

4 第2項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与することができる。

(学位規程)

第30条 この学則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は学位規程の定めるところによる。

第8章 検定料、入学金及び学生納付金

(授業料等の納付)

第31条 授業料等の納付方法については、大学学則の規定を準用する。

(検定料、入学金及び学生納付金の額)

第32条 検定料、入学金及び学生納付金の額は、別表第2に定めるところによる。

(学生納付金の徴収猶予・分納)

第33条 経済的理由その他特別の事情によって納付期限までに学生納付金の納付が困難な場合には、申請に基づき、学生納付金の徴収を猶予し又は分納を許可することがある。

(既納の学生納付金)

第34条 既納の学生納付金は、事由の如何にかかわらず、還付しない。ただし、入学試験合格者が入学手続完了後、入学を辞退し所定の期限までに学生納付金の返還を申請した場合には、入学金以外の学生納付金を返還する。

(実験実習費)

第35条 実験実習に要する費用は別に徴収することがある。

第9章 運営組織

(研究科長)

第36条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。
- 3 研究科長の選任については、別に定める。

(委員会)

第37条 本学に大学院委員会および研究科委員会を置く。

- 2 大学院委員会については、帝京平成大学大学院委員会規程の定めるところによる。
- 3 研究科委員会については、帝京平成大学大学院研究科委員会規程の定めるところによる。

第10章 特別聴講学生、聴講生、科目等履修生、特別研究学生、研究生及び 外国人留学生、修練生

(特別聴講学生)

第38条 国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院の専攻に関する授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、当該大学と本学との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することができる。

2 外国の大学の大学院学生が、本学大学院の専攻に関する授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、前項の規定を準用する。

3 特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

(聴講生)

第39条 本学において、本学大学院の専攻に関する特定の授業科目を聴講しようとするときは、本学大学院の教育、研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する規則は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 本学の大学院学生以外の者で、一又は複数の本学大学院の専攻に関する授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、本学大学院の教育、研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別研究学生)

第41条 国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において研究指導を受けようとするときは、当該大学院と本学大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することができる。

ただし、修士課程の大学院学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 外国の大学の大学院学生が、本学大学院において研究指導を受けようとするときは、前項の規定を準用する。

3 特別研究学生に関する規則は、別に定める。

(研究生及び外国人留学生)

第42条 本学大学院の研究生及び外国人留学生については、大学学則の規定を準用する。

(修練生)

第43条 本学大学院の修了生で、特定の専門事項について修練することを志願する者には、修練生として登録を許可することがある。

2 修練生に関する規則は、別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第44条 表彰及び懲戒は、大学学則を準用する。

第12章 雑 則

(準用規定)

第45条 大学院学生については、この本学大学院学則に定めるものを除くほか、必要に応じて大学学則の学生に関する規定を準用する。

(読み替え)

第46条 本学学則を本学大学院学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「本学」を「本学大学院」に、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「大学院委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

(改廃)

第47条 この学則の改廃については学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、1992 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、2000 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この学則は、2001 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この学則は、2002 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この学則は、2004 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 この学則は、2005 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この学則は、2006 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8 この学則は、2007 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9 この学則は、2008 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 10 この学則は、2009 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 11 この学則は、2010 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 12 この学則は、2011 年 4 月 1 日から改定施行する。

2011 年度より、健康科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程は、募集を停止する。

ただし、2010 年度以前に入学した健康科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程学生は、従前による。

- 13 この学則は、2012 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 14 この学則は、2013 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 15 この学則は、2014 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 16 この学則は、2015 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 17 この学則は、2016 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 18 この学則は、2017 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 19 この学則は、2018 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 20 この学則は、2019 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 21 この学則は、2020 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 22 この学則は、2021 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 23 この学則は、2021 年 7 月 1 日から改定施行する。
- 24 この学則は、2022 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 25 この学則は、2023 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 26 この学則は、2024 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 27 この学則は、2025 年 4 月 1 日から改定施行する。

別表第 1

情報科学研究科修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数			備 考
			必 修	選 必	選 択	
基礎科目	研 究 倫 理 学 特 論	1	2			
	ア ル ゴ リ ズ ム 特 論	1		2		
	情 報 科 学 特 論	1		2		
	情 報 シ ス テ ム 特 論	1		2		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 特 論	1		2		
	シ ス テ ム 設 計 学 特 論	1		2		
	地 球 環 境 情 報 特 論	1		2		
	生 体 構 造 機 能 情 報 特 論	1		2		
	人 工 知 能 特 論	1		2		
専門科目	統 計 解 析 特 論	1			2	
	医 療 系 デ ー タ 解 析 特 論	1			2	
	シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 特 論	1			2	
	機 械 学 習 特 論	1			2	
	モ デ リ ン グ 特 論	1			2	
	環 境 変 遷 学 特 論	1			2	
	健 康 リ ス ク 分 析 特 論	1			2	
	生 命 情 報 シ ス テ ム 特 論	1			2	
	健 康 支 援 特 論	1			2	
	医 療 情 報 解 析 特 論	1			2	
	生 活 環 境 学 特 論	1			2	
	都 市 空 間 情 報 特 論	1			2	
	疫 学 分 析 特 論	1			2	
研究科目	情 報 科 学 特 別 研 究	1 ・ 2	10			修士論文
	情 報 科 学 研 究 実 習	1			2	

基礎科目から6単位以上選択必修

別表第 1

情報科学研究科博士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数			備 考
			必 修	選 必	選 択	
専門科目	数 理 情 報 科 学 特 講	1		2		
	情 報 シ ス テ ム 特 講	1		2		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 特 講	1		2		
	地 球 環 境 情 報 特 講	1		2		
	生 体 構 造 機 能 情 報 特 講	1		2		
	健 康 リ ス ク 分 析 学 特 講	1		2		
	統 計 解 析 特 講	1			2	
	シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 特 講	1			2	
	知 識 情 報 シ ス テ ム 特 講	1			2	
	モ デ リ ン グ 特 講	1			2	
	環 境 変 遷 学 特 講	1			2	
	生 命 情 報 シ ス テ ム 特 講	1			2	
	生 体 高 分 子 情 報 特 講	1			2	
	医 療 情 報 解 析 特 講	1			2	
	健 康 支 援 特 講	1			2	
	生 活 環 境 学 特 講	1			2	
	都 市 空 間 情 報 特 講	1			2	
研究科目	情 報 科 学 特 別 研 究	1・2・3	12			博士論文

専門科目から2単位以上選択必修

別表第1

健康科学研究科理学療法学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数			備 考
			必 修	選 択	自 由	
共通科目	健康科学研究法特論Ⅰ	1		2		
	健康科学研究法特論Ⅱ	1		2		
	医療統計学特論	1		2		
	医療教育学特論	1		2		
	保健医療管理学特論	1		2		
	健康医科学特論	1		2		
	医科学英語特論	1		2		
専門領域科目	基礎理学療法学特論	1		2		
	臨床理学療法学特論	1		2		
	生活支援学特論	1		2		
	理学療法研究方法特論Ⅰ	1		2		
	理学療法研究方法特論Ⅱ	1		2		
	リハビリテーション専門職教育学特論	1		2		
	アスレティックリハビリテーション特論	1		2		
	スポーツと理学療法	1		2		
科学研究	健康科学特別研究	1～2	10			修士論文
自由科目	認定理学療法士カリキュラムⅠ(スポーツ理学療法)	1			2	
	認定理学療法士カリキュラムⅡ(スポーツ理学療法)	1			1	
	認定理学療法士カリキュラムⅠ(呼吸)	1			2	
	認定理学療法士カリキュラムⅡ(呼吸)	1			1	

共通科目から10単位以上選択必修

自専攻の専門領域科目から6単位以上選択必修

※認定理学療法士臨床認定カリキュラムを受講する者は、「スポーツ理学療法」分野、「呼吸」分野の指定された科目を受講年度にすべて取得してください。

別表第1

健康科学研究科作業療法学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
共通科目	健康科学研究法特論Ⅰ	1		2	
	健康科学研究法特論Ⅱ	1		2	
	医療統計学特論	1		2	
	医療教育学特論	1		2	
	保健医療管理学特論	1		2	
	健康医科学特論	1		2	
	医科学英語特論	1		2	
専門領域科目	身体障害作業療法学特論	1		2	
	身体障害作業療法学演習	1		2	
	作業活動分析学特論	1		2	
	作業活動分析学演習	1		2	
	生活障害作業療法学特論	1		2	
	生活障害作業療法学演習	1		2	
	リハビリテーション専門職教育学特論	1		2	
研究 目 究	健康科学特別研究	1～2	10		修士論文

共通科目から10単位以上選択必修

自専攻の専門領域科目から6単位以上選択必修

別表第1

健康科学研究科言語聴覚学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
共通科目	健 康 科 学 研 究 法 特 論 I	1		2	
	健 康 科 学 研 究 法 特 論 II	1		2	
	医 療 統 計 学 特 論	1		2	
	医 療 教 育 学 特 論	1		2	
	保 健 医 療 管 理 学 特 論	1		2	
	健 康 医 科 学 特 論	1		2	
	医 科 学 英 語 特 論	1		2	
専門領域科目	言 語 聴 覚 学 特 論	1		2	
	言 語 聴 覚 学 演 習	1		2	
	言 語 聴 覚 障 害 学 特 論	1		2	
	言 語 聴 覚 障 害 学 演 習	1		2	
	言 語 聴 覚 療 法 学 特 論	1		2	
	言 語 聴 覚 療 法 学 演 習	1		2	
研究 科目	健 康 科 学 特 別 研 究	1～2	10		修士論文

共通科目から10単位以上選択必修

自専攻の専門領域科目から6単位以上選択必修

別表第1

健康科学研究科健康栄養学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
共通科目	健康科学研究法特論Ⅰ	1		2	
	健康科学研究法特論Ⅱ	1		2	
	医療統計学特論	1		2	
	医療教育学特論	1		2	
	保健医療管理学特論	1		2	
	健康医科学特論	1		2	
	医科学英語特論	1		2	
専門領域科目	食材供給学特論	1		2	
	栄養生化学特論	1		2	
	食品機能学特論	1		2	
	臨床栄養学特論	1		2	
	栄養教育学特論	1		2	
	食生活学特論	1		2	
	健康増進学特論	1		2	
研究 目 究	健康科学特別研究	1～2	10		修士論文

共通科目から10単位以上選択必修

自専攻の専門領域科目から6単位以上選択必修

別表第1

健康科学研究科病院前救急医療学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
共通科目	健 康 科 学 研 究 法 特 論 I	1		2	
	健 康 科 学 研 究 法 特 論 II	1		2	
	医 療 統 計 学 特 論	1		2	
	医 療 教 育 学 特 論	1		2	
	保 健 医 療 管 理 学 特 論	1		2	
	健 康 医 科 学 特 論	1		2	
	医 科 学 英 語 特 論	1		2	
専門領域科目	病 院 前 救 急 医 療 学 特 論	1		2	
	水 難 救 助 シ ス テ ム 特 論	1		2	
	蘇 生 学 特 論	1		2	
	外 傷 学 特 論	1		2	
	災 害 医 学 特 論	1		2	
	病 院 前 救 急 医 療 国 際 比 較 特 論	1		2	
研究 目 究	健 康 科 学 特 別 研 究	1～2	10		修士論文

共通科目から10単位以上選択必修

自専攻の専門領域科目から6単位以上選択必修

別表第 1

健康科学研究科柔道整復学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数			備 考
			必 修	選 択	自 由	
共通科目	健康科学研究法特論Ⅰ	1		2		
	健康科学研究法特論Ⅱ	1		2		
	医療統計学特論	1		2		
	医療教育学特論	1		2		
	保健医療管理学特論	1		2		
	健康医科学特論	1		2		
	医科学英語特論	1		2		
専門領域科目	柔道整復学特論	1		2		
	柔道整復学演習	1		2		
	臨床解剖学特論	1		2		
	臨床研究解析演習	1		2		
	スポーツ医学柔道整復特論	1		2		
	スポーツ医学柔道整復演習	1		2		
科研项目	健康科学特別研究	1～2	10			修士論文
専科教員科目	教育原理特論	1			2	
	教育心理特論	1			2	
	教育方法・教育行政特論	1			2	
	人体の構造・機能特論	1			2	
	疾病・障害特論Ⅰ	1			2	
	疾病・障害特論Ⅱ	1			2	
	柔道整復の理念・保健医療福祉特論	1			2	
	柔道整復教育学特論Ⅰ	1			2	
	柔道整復教育学特論Ⅱ	1			2	
	柔道整復教育学特論演習	1			2	
	柔道整復教育学特論実習	1			1	

共通科目から10単位以上選択必修

自専攻の専門領域科目から6単位以上選択必修

別表第1

健康科学研究科鍼灸学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
共通科目	健康科学研究法特論Ⅰ	1		2	
	健康科学研究法特論Ⅱ	1		2	
	医療統計学特論	1		2	
	医療教育学特論	1		2	
	保健医療管理学特論	1		2	
	健康医科学特論	1		2	
	医科学英語特論	1		2	
専門領域科目	基礎鍼灸学特論	1		2	
	臨床鍼灸学特論Ⅰ	1		2	
	臨床鍼灸学特論Ⅱ	1		2	
	中 医 学 特 論	1		2	
	疼痛制御学特論	1		2	
	統合医療学特論Ⅰ	1		2	
	統合医療学特論Ⅱ	1		2	
	附属治療院特別演習	1		2	
科研 目 究	健康科学特別研究	1～2	10		修士論文

共通科目から10単位以上選択必修

自専攻の専門領域科目から6単位以上選択必修

別表第 1

健康科学研究科臨床心理学専攻博士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数			備 考
			必 修	選 必	選 択	
専門科目	臨 床 心 理 学 特 講	1・2・3			2	
	臨 床 心 理 学 面 接 特 講	1・2・3			2	
	認 知 ・ 行 動 心 理 学 特 講	1・2・3			2	
	認 知 情 報 シ ス テ ム 特 講	1・2・3			2	
	行 動 神 経 科 学 特 講	1・2・3			2	
	社 会 統 計 特 講	1・2・3			2	
研究科目	健 康 科 学 特 別 研 究	1～3	12			博士論文

別表第1

健康科学研究科健康科学専攻博士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
専門科目	理学療法評価・分析学特講	1・2・3		2	
	理学療法評価・分析学特講演習	1・2・3		2	
	統合リハビリテーション学特講	1・2・3		2	
	統合リハビリテーション学特講演習	1・2・3		2	
	理学療法治療学特講	1・2・3		2	
	理学療法治療学特講演習	1・2・3		2	
	身体障害作業療法学特講	1・2・3		2	
	身体障害作業療法学特講演習	1・2・3		2	
	作業活動分析学特講	1・2・3		2	
	作業活動分析学特講演習	1・2・3		2	
	生活障害作業療法学特講	1・2・3		2	
	生活障害作業療法学特講演習	1・2・3		2	
	言語聴覚学特講	1・2・3		2	
	言語聴覚学特講演習	1・2・3		2	
	言語聴覚障害学特講	1・2・3		2	
	言語聴覚障害学特講演習	1・2・3		2	
	言語聴覚療法学特講	1・2・3		2	
	言語聴覚療法学特講演習	1・2・3		2	
	食料供給学特講	1・2・3		2	
	栄養生化学特講	1・2・3		2	
	食品機能学特講	1・2・3		2	
	臨床栄養学特講	1・2・3		2	
	栄養教育学特講	1・2・3		2	
	食生活学特講	1・2・3		2	
	健康増進学特講	1・2・3		2	
	病院前救急医療学特講	1・2・3		2	
	水難救助システム特講	1・2・3		2	
	蘇生学特講	1・2・3		2	
	外傷学特講	1・2・3		2	
	災害医学特講	1・2・3		2	
	病院前救急医療国際比較特講	1・2・3		2	
	柔道整復学特講	1・2・3		2	
	柔道整復学特講演習	1・2・3		2	
	臨床データ解析特講演習	1・2・3		2	
	柔道整復スポーツ医学特講	1・2・3		2	
	柔道整復スポーツ医学特講演習	1・2・3		2	
	鍼灸学特講	1・2・3		2	
	中医学特講	1・2・3		2	
	疼痛医学特講	1・2・3		2	
	統合医療学特講	1・2・3		2	
	鍼灸臨床演習	1・2・3		2	
研究科目	健康科学特別研究	1～3	12		博士論文

別表第1

看護学研究科看護学専攻修士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
共通科目	看護学研究方法特論	1	2		
	保健統計学特論	1	2		
	看護倫理学特論	1	2		
	看護管理学特論	1		2	
	看護教育学特論	1		2	
	フィジカルアセスメント特論	1		2	
	遺伝・感染学特論	1		2	
	病態生理学特論	1		2	
専門領域科目 ※	基礎看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	基礎看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	基礎看護学実践演習	1		4	
	成人看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	成人看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	成人看護学実践演習	1		4	
	老年看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	老年看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	老年看護学実践演習	1		4	
	小児看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	小児看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	小児看護学実践演習	1		4	
	精神看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	精神看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	精神看護学実践演習	1		4	
	母性看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	母性看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	母性看護学実践演習	1		4	
	在宅看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	在宅看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	在宅看護学実践演習	1		4	
	公衆衛生看護学実践特論Ⅰ	1		2	
	公衆衛生看護学実践特論Ⅱ	1		2	
	公衆衛生看護学実践演習	1		4	
研究科目	看護学特別研究	1～2	12		

※ 選択した専門領域科目より8単位以上選択必修

別表第1

看護学研究科看護学専攻博士課程の授業科目

科目区分		授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
共通科目		看護研究特講	1	2		
		高度実践病態生理学特講	1	1		
		応用統計学特講	1	1		
		看護哲学・理論特講	1	1		
		学際的看護ケア特講	1	1		
専門科目 ※	基礎看護学領域	看護教育・キャリア開発特講	1		2	
		看護教育・キャリア開発演習	1		2	
		看護倫理学特講	1		2	
		看護倫理学演習	1		2	
	ケア実践看護学領域	成人・高齢者看護実践開発特講	1		2	
		成人・高齢者看護実践開発演習	1		2	
		小児看護学実践開発特講	1		2	
		小児看護学実践開発演習	1		2	
	地域看護学領域	地域・在宅支援看護学特講	1		2	
		地域・在宅支援看護学演習	1		2	
		地域保健看護学特講	1		2	
		地域保健看護学演習	1		2	
研究科目		看護学特別研究	1～3	6		博士論文

※ 選択した専門科目より4単位以上選択

臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数			備考
			必修	選必	選択	
臨床心理学基本科目	本科 共通基 礎科目	臨床心理学原論Ⅰ	1	2		
		臨床心理学原論Ⅱ	1	2		
	臨床心理学 査定系	臨床心理学査定演習Ⅰ （心理的アセスメントに関する理論と実践）	1	2		
		臨床心理学査定演習Ⅱ	1	2		
		臨床心理学査定実習Ⅰ	1	1		
		臨床心理学査定実習Ⅱ	1	1		
	臨床心理学 面接系	臨床心理面接演習Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	1	2		
		臨床心理面接演習Ⅱ	1	2		
		臨床心理面接実習Ⅰ	1	1		
		臨床心理面接実習Ⅱ（心理実践実習）	1	1		※3
		臨床心理面接実習Ⅲ（心理実践実習）	2	2		※3
臨床心理学展開科目	臨床心理 地域援助系	臨床心理地域援助演習Ⅰ	1	2		
		臨床心理地域援助演習Ⅱ	1	2		
		学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）	1		1	※1 ※3
		学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）	2		4	※2 ※3
		医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）	1		1	※1 ※3
		医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）	2		4	※2 ※3
		地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）	1		1	※1 ※3
		地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）	2		4	※2 ※3
	事例 研究系	臨床心理学研究法	1	2		
		事例研究実習Ⅰ	2	1		
		事例研究実習Ⅱ	2	1		
		総合的事例研究演習Ⅰ	2	2		
臨床心理学応用・隣接科目	臨床基礎系	医療・健康心理学 （心の健康教育に関する理論と実践）	1			2
		力動的心理療法特論	1			2
		認知行動療法特論	1			2
		家族関係・集団・地域社会における 心理支援に関する理論と実践	1			2
	学校・ 教育系	学校臨床心理学特論（教育分野 に関する理論と支援の展開）	1			2
		児童心理療法特論	1			2
		思春期・青年期特論	1			2
	医療・ 福祉系	精神医学特論 （保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1			2
		神経心理学特論	1			2
		ソーシャルワーク特論 （福祉分野に関する理論と支援の展開）	1			2
		発達心理学特論	1			2
	産業・ 保健系	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1			2
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1			2
		家族心理学特論	1			2
総合	総合	臨床心理学特別演習	2	2		

※1 学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）
 医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）
 地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習） より領域を2単位以上選択必修

※2 学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）
 医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）
 地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習） より領域を4単位以上選択必修

※3 心理実践実習は合計450時間の学修時間

別表第1

薬学研究科薬学専攻博士課程の授業科目

科目区分	授 業 科 目	授業年次	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
医療実践研究分野	ヘルスプロモーション特講	1		2	
	実務薬学特講	1		2	
	地域医療薬学特講	1		2	
	メディカルライティングスキル特講	1		2	
	臨床薬理学特講	1		2	
	臨床薬剤学特講	1		2	
	疾病と薬物治療特講	2		2	
	プレゼンテーション論特講	2		2	
	リサーチスキル特講	2		2	
創薬・橋渡し研究分野	伝 統 医 薬 学 特 講	2		2	
	先端生命科学特講	1		2	
	分子生物薬学特講	1		2	
	細胞生化学特講	1		2	
	ドラッグターゲティング学特講	1		2	
	R N A の 分 子 生 物 学 特 講	1		2	
	生活習慣病の生化学特講	1		2	
	薬学英語特講	1		2	
	新製剤設計学特講	1		2	
	応用タンパク質工学特講	1		2	
	病態解析学特講	1		2	
	分子薬理学特講	1		2	
	統合生理学特講	1		2	
	微生物学・感染症学特講	2		2	
	生命情報伝達学特講	2		2	
	ケミカルバイオロジー特講	2		2	
	蛋白質構造生物学特講	2		2	
	抗体医薬品研究開発学特講	2		2	
	医療倫理学特講	2		2	
	粒子と呼吸器特講	2		2	
医薬評価・規制研究分野	薬理動態安全性科学特講	2		2	
	応用環境薬学特講	3		2	
	環境科学特講	3		2	
	ゲノム情報学特講	3		2	
	薬事・薬害史特講	1		2	
	医薬品開発戦略学特講	1		2	
	実践医療統計学特講	1		2	
	医薬品開発・評価学特講	2		2	
	医薬品情報学特講	2		2	
	医薬安全科学特講	2		2	
	創薬科学特講	2		2	
	医療安全学特講	2		2	
共通	医療製剤学特講	2		2	
	化学物質リスク評価学特講	2		2	
	知的財産管理学特講	3		2	
	薬剤疫学・医薬経済学特講	3		2	
	問題解決力・計画立案力特講	3		2	
	薬学特別研究	1～4	10		博士論文

1	入学検定料（第32条）				35,000円	
2	入学金（第32条）					
		博士課程 (薬学研究科以外)	修士課程	専門職学位課程	博士課程 (薬学研究科)	
	学内入学者	0円	0円	0円	0円	
	学外入学者	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
	学生教育研究災害傷害保険料		博士課程（薬学研究科以外）	2,600円		
			修士課程	1,750円		
		専門職学位課程	1,750円			
		博士課程（薬学研究科）	3,300円			
3	学生納付金（第32条）					
	1	授業料（年額）				
		学年	博士課程 (薬学研究科以外)	修士課程	専門職学位課程	博士課程 (薬学研究科)
		4年生				760,000円
		3年生	760,000円			760,000円
		2年生	760,000円	760,000円	760,000円	760,000円
		1年生	760,000円	760,000円	760,000円	760,000円
	2	施設設備整備費（年額）				
		学年	博士課程 (薬学研究科以外)	修士課程	専門職学位課程	博士課程 (薬学研究科)
		4年生				200,000円
		3年生	200,000円			200,000円
		2年生	200,000円	200,000円	420,000円	200,000円
		1年生	200,000円	200,000円	420,000円	200,000円

〔科目等履修生〕

1	検 定 料	(第40条)	20,000円（本学卒業生は、10,000円）
2	入 学 金	(同上)	半期 30,000円（本学卒業生は、15,000円）
			1年 60,000円（本学卒業生は、30,000円）
3	履 修 料	(同上)	1単位につき、30,000円

1	検 定 料	(第39条)	33,000円
2	入 学 金	(同上)	35,000円
3	聴 講 料	(同上)	1単位につき、46,000円

1	施設利用料	(第43条)	1年 5,000円
---	-------	--------	-----------